

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行のTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 国際統一基準行(第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新銀行告示」という。))第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。)においては、TLAC規制対象会社(新銀行告示第一条第八十四号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。))のその他外部TLAC調達手段(新銀行告示第一条第八十五号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。))と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。以下この条において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。)のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下「TLAC規制適用日」という。))までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日にお

いて保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用行（新銀行告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国内基準行（新銀行告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法採用行（新銀行告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。次条において同じ。）が国内基準行である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年

が経過する日までの間は、新銀行告示第七十八条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(銀行のその他外部TLAC調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第三条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段(次に掲げるものを含む。次項において同じ。)に限り、新銀行告示第七十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関(新銀行告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。)に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、

その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新銀行告示第一条第八十八号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるもののうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの

間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新銀行告示第七十八条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

（銀行持株会社のTLAC規制対象会社である同順位商品に関する経過措置）

第四条 国際統一基準行（第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行持株告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。以下この条において同じ）においては、TLAC規制対象会社（新銀行持株告示第一条第八十四号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新銀行持株告示第一条第八十五号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。以下この条において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起

算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等の  
その他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

- 2 標準的手法採用行（新銀行持株告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。以下この条及び  
次条において同じ。）が国内基準行（新銀行持株告示第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以  
下この条及び次条において同じ。）である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のう  
ち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC  
規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日か  
ら起算して五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しない  
ことができる。

- 3 内部格付手法採用行（新銀行持株告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。次条におい  
て同じ。）が国内基準行である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC  
規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日  
において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して

五年が経過する日までの間は、新銀行持株告示第百五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(銀行持株会社のその他外部TLAC調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第五条 標準的手法採用行が国内基準行である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段(次に掲げるものを含む。次項において同じ。)に限り、新銀行持株告示第五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関(新銀行持株告示第一条第三十七号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。)に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新銀行持株告示第一条第八十八号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるもののうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新銀行告示第百五十六条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(銀行及び銀行持株会社の資本調達手段に関する経過措置)

第六条 新銀行告示第七条第五項若しくは第十九条第五項又は新銀行持株告示第七条第五項の規定にかかわらず、Tier2資本調達手段(第●条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七条第四項若しくは第十九条第四項又は第●条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。

）及び適格旧Tier2資本調達手段(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示(平成二十四年金融庁告示第二十八号。次条において「平成二十四年銀行・銀行持株告示」という。)附則第

三条第二項に規定する適格旧Tier2資本調達手段及び同条第五項に規定する適格旧Tier2資本調達手段をいう。)のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

(平成二十四年銀行・銀行持株告示の一部改正)

第七条 平成二十四年銀行・銀行持株告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【別葉1を挿入】

(信用金庫又は信用金庫連合会のTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第八条 国際統一基準金庫(第●条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新信金告示」という。)第一条第九号の三に規定する国際統一基準をいう。)においては、TLAC規制対象会社(新信金告示第一条第八十号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部TLAC調達手

段（新信金告示第一条第八十三号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段を除く。以下この条において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第二十四条第二項第五号又は第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 標準的手法採用金庫（新信金告示第一条第九号に規定する標準的手法採用金庫をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国内基準金庫（新信金告示第一条第九号の二に規定する国内基準金庫をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことが

できる。

3 内部格付手法採用金庫（新信金告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用金庫をいう。次条において同じ。）が国内基準金庫である場合にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信金告示第七十八条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

（信用金庫又は信用金庫連合会のその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置）

第九条 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段（次に掲げるものを含む。次項において同じ。）に限り、新信金告示第七十条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関（新信金告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。）に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新銀行持株告示第一条第八十八号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるものうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新信金告示第七十八条の四の三第二項の規定を適用しないことができる。

（信用協同組合等のTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置）

第十条 標準的手法を採用する信用協同組合等（第●条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための

基準（以下「新信組告示」という。）第一条第九号に規定する標準的手法を採用する信用協同組合等をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、TLAC規制対象会社（新信組告示第一条第七十九号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新信組告示第一条第八十一号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条及び次条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段を除く。次項において「国内TLAC規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

3 内部格付手法を採用する信用協同組合等（新信組告示第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等をいう。次条において同じ。）にあつては、国内TLAC規制対象会社の同順位商品のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日か

ら起算して五年が経過する日までの間は、新信組告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(信用協同組合等のその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 標準的手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段(次に掲げるものを含む。次項において同じ。)に限り、新信組告示第四十七条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

一 償還期限の定めがある場合において償還期限までの期間が一年に満たなくなったもの

二 規制金融機関(新信組告示第一条第三十六号の二イ(1)に規定する規制金融機関をいう。)に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において、

その他外部TLAC調達手段に相当するもの

三 新信組告示第一条第八十三号に規定する特例外部TLAC調達手段

四 前二号に掲げるもののうち第一号に該当するもの

2 内部格付手法を採用する信用協同組合等にあつては、適用日から起算して十年が経過する日までの間は、適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているその他外部TLAC調達手段に限り、新信組告示第百五十四条の四の二第二項の規定を適用しないことができる。

(最終指定親会社のTLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第十二条 TLAC規制対象会社(第●条の規定による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新最終指定親会社告示」という。))第一条第八十七号に規定するTLAC規制対象会社をいう。)のその他外部TLAC調達手段(新最終指定親会社告示第一条第八十八号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。)のうち、当該TLAC規制対象会社に係るTLAC規制適用日までに発行されたものであつて、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新最終指定親会社告示第七条第二項第五号に

掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額に算入しないことができる。

(最終指定親会社の資本調達手段に関する経過措置)

第十三条 新最終指定親会社告示第七条第五項にかかわらず、Tier2資本調達手段(第●条の規定による改正前の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七條第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。)及び適格旧Tier2資本調達手段(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十七第一項の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第百三十号(最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件)の一部を改正する告示(平成二十四年金融庁告示第二十九号。次条において「平成二十四年最終指定親会社告示」という。))附則第三条第二項に規定する適格旧Tier2資本調達手段をいう。)

のうち、適用日前に発行されたものについては、なお従前の例による。

(平成二十四年最終指定親会社告示の一部改正)

第十四条 平成二十四年最終指定親会社告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【別葉2を挿入】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第五項若しくは第十九条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段(平成二十二年九月十二日前に発行されたもの)に限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。)又は新銀行告示第七条第五項各号(第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第五項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第五項若しくは第十九条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段(平成二十二年九月十二日前に発行されたもの)に限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。)又は新銀行告示第七条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号(第十号を除く。)に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。)(以下この項及び次項において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。)の額(適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったもの)については、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、</p>

算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

## 〔3・4 略〕

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新持株告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、か

算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

## 〔3・4 同上〕

5 旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、か

つ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 「略」

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株

つ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6 「同上」

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び銀行告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株

主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（銀行告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

〔表略〕

2 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、持株告示第八条第一項から第三項までの規定により持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他T

主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（銀行告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入ことができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（銀行告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

〔同上〕

2 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、持株告示第八条第一項から第三項までの規定により持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額、持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他T

ier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（持株告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

ier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び持株告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（持株告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（持株告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（持株告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、持株告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 旧告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る）、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第七十三条第三項第七号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(資本調達手段に係る経過措置)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 旧告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限る）、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第七十三条第三項第七号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得</p>

た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

## 〔3 略〕

## （少数株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額及び新告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新告示第一条第十号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（新告示第五条第三項に規定

た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

## 〔3 同上〕

## （少数株主持分等に係る経過措置）

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額及び新告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新告示第一条第十号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（新告示第五条第三項に規定

する普通株式をいう。)に対応する部分の額については、新告示第  
 二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項  
 目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資  
 本調達手段(新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本  
 調達手段をいう。)に対応する部分の額については、新告示第二  
 二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に  
 算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段(新  
 告示第七条第五項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に  
 対応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式にお  
 けるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

する普通株式をいう。)に対応する部分の額については、新告示第  
 二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項  
 目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資  
 本調達手段(新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本  
 調達手段をいう。)に対応する部分の額については、新告示第二  
 二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に  
 算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段(新  
 告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。)に  
 対応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式にお  
 けるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。